

◎国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(令和四年四月二二日法律第二九号)(衆)

一、提案理由(令和四年四月一四日・衆議院本会議)

○山口俊一君 ただいま議題となりました国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとするとともに、その支給を原則として日割りとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(令和四年四月一五日)

○福岡資麿君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、文書通信交通滞在費に関し、その名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとするとともに、日割計算による支給の導入について定めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。